

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

(1) 委託業務題目

大学・公的研究機関データ整備2018

(2) 委託業務の目的等

入札説明書による。

(3) 委託業務実施期間

平成30年6月21日から平成31年3月19日

(4) 入札価格の算定

入札価格の算定は、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領の定めにより、適切に行うこと。

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額の算定においては、その算定基礎のうち課税仕入れの対象となる経費の消費税及び地方消費税の金額を除く。）に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格要件に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28・29・30年度における「役務の提供等」の競争契約の参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(5) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者であること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策研究所 総務課 若宮

電話 03-3581-2391 内線 7012

(2) 入札説明書の交付方法

平成30年4月20日（金）15時00分から上記3.(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成30年4月24日（火）14時00分

文部科学省16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室（16V）

- (4) 入札書及び提案書類の受領期限
平成30年5月17日(木) 12時00分
- (5) 技術審査の日時及び場所
平成30年5月24日(木) 14時00分
文部科学省16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室(16V)
技術審査の開催時間については、入札者に対して5月23日(水) 18時00分までに通知する。
- (6) 開札の日時及び場所
平成30年6月7日(木) 14時00分
文部科学省16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室(16V)

4. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
 - ② この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
 - ① 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
 - ② 4(3)②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

平成30年4月19日

支出負担行為担当官
科学技術・学術政策研究所長
坪 井 裕

仕 様 書

1 委託業務題目

大学・公的研究機関データ整備 2018

2 委託業務の目的

科学技術・学術政策研究所（以下、「NISTEP」という。）では、文部科学省「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』」推進事業におけるデータ・情報基盤整備の一環として、政府予算で実施されている研究開発の実態の把握・分析・評価（国、セクター、個別機関・研究プロジェクトなどの各レベル）を行うための基礎として、大学や公的研究機関の研究開発のインプットとアウトプットに関するデータ整備を平成23年度より継続的に実施している。

平成30年度は、NISTEP 大学・公的機関名辞書（以下「機関名辞書」という。）のデータ更新及び拡充、機関同定プログラムの改善、機関名辞書及び付属辞書類の更新処理プログラムの改善を実施することを目的とする。特に、機関同定プログラムの公開のための検討を行う。

3 委託業務の内容

受託者は、上記の目的を達成するため、以下の（1）～（4）を実施すること。

業務の実施にあたっては、NISTEP の担当者と定期的に打合せを行い、業務の進捗報告等を行うとともに、データ処理手法等について判断が必要な場合、NISTEP の指示を仰ぐこと。

（1） 機関名辞書のデータ更新及び拡充

受託者は、別途貸与する機関名辞書（201804 改訂版）の更新を行うため、以下のア～エの業務を実施すること。その際、「コアセット」、「補助セット」へのデータ振り分けを的確に行うこと、なお、「コアセット」、「補助セット」については別紙1の「1 機関の割り当て」を参照。

ア 大学及び公的機関に関するデータの更新

大学（短大、高専、大学共同利用機関を含む）、学校法人、国の機関、特殊法人・独立行政法人（国立研究開発法人、認可法人を含む。以下同じ）の各セクターに属する機関について、以下に示す方法により調査し、機関名辞書データの更新/追加を行うこと。

調査の重点は、新設の機関・組織の追加、統廃合等の変遷情報、英語名、所在地の確認である。

（ア） 大学及び学校法人に関する情報

- ・ 代表機関については、別紙2の1に示す情報源により、平成30年10月に存続、新設の基本調査を行い、詳細情報は各機関のWebページ等から入手する。
- ・ 大学の下位機関については平成30年10～11月に調査を行う。特に、別紙3に示す32大学については、NISTEP が指定するWebページに基づいて、別紙1の「1 機関の割り当て」に示す基準に従って機関名辞書に収録する下位機関

の識別を行う。これらの Web ページについては、平成 30 年 10 月時点の情報を PDF として保存する。

(イ) 公的機関に関する情報

- ・ 公的機関とは、国の機関及び特殊法人・独立行政法人をいう。
- ・ 代表機関については、別紙 2 の 2 に示す情報源により、平成 31 年 1 月に存続、新設の基本調査を行い、詳細情報は各機関の Web ページ等から入手する。
- ・ 下位機関についても平成 31 年 1 月に調査を行う。特に別紙 4 に示す独立行政法人(国立研究開発法人を含む)の下位機関については洩れのない調査を行う。

イ Web of Science Core Collection (2017 年版) 及び Scopus (2017 年版) の機関同定結果に基づくデータ追加等

別途貸与する Web of Science Core Collection (以下、「WoSCC」という)(2017 年版) 及び Scopus (2017 年版) の機関同定の結果に基づき、機関名辞書に以下のデータ追加を行うこと。

(ア) 主要な未同定データに関する機関登録または英語名増強

2014～2016 年(論文出版年)において、出現頻度が一定数以上で機関名寄せがなされなかったレコードについて、Web ページ等により機関の情報を探索し、必要性を判断の上、機関名辞書への機関登録または英語名の追加を行う。なお、出現頻度については 100 件以上を想定しているが、詳細は NISTEP との協議の上決定すること。

(イ) 大学下位機関の英語名情報の増強

大学(上位機関)に同定されたが下位機関への同定が適切であるレコードを調査し、出現頻度が 10 以上(論文出版年が 2014～2016 年の出現頻度の累積値)のレコードについて機関名辞書との対応付けを実施し、必要性を判断の上、下位機関の英語表記を追加する。

ウ NISTEP 企業名辞書とのデータ接続

別途貸与する「NISTEP 企業名辞書(Ver. 2018. 1)からの抽出情報」に含まれる企業 ID、変遷情報、所在地情報のデータを機関名辞書に移入する。

エ 付属辞書類のデータ更新

(1) イで述べた WoSCC (2017 年版) 及び Scopus (2017 年版) の機関同定の結果に基づき、別途貸与する 32 大学統計辞書、32 大学除外単語辞書、特別措置大学統計辞書(いずれも 201804 改訂版)に対し必要なデータ追加・修正を行う。

(2) 機関同定プログラムの拡張と改善

受託者は、機関同定処理プログラムに対して拡張と改善を行うために、以下のア、イ、ウの業務を実施すること。

ア 機関同定プログラムの公開のための検討

平成 29 年度に行った、アルゴリズムの体系化・簡素化及びユーザビリティの向上に向けたプログラム改善を踏まえて、別途貸与する WoSCC の機関同定処理プログラム(2017 年度版)に基づいて、機関同定、機関単位のデータ分析等を行う研究者・実務者にプログラムを公開するための検討を行う。平成 30 年度はそのための基本

設計を行うこととし、公開するプログラムの構成とアルゴリズムの骨子を定める。

イ TF-IDF 類似度を用いたベクトルマッチングの実用性の検証

平成 29 年度に開発したベクトルマッチングプログラムを WoSCC (2017 年版) に適用する。(1) イで述べた WoSCC (2017 年版) の機関同定の結果が下記に該当するもののうち、ベクトルマッチングがそれとは異なる結果となり、かつベクトルマッチのスコアが一定の値 (NISTEP の担当者との協議の上定める) を持つデータを抽出する。

- ・ 最長マッチングで代表機関同定できなかったデータ
- ・ 別紙 3 に示す 32 大学の代表機関に同定されたデータ
- ・ 統計辞書マッチにより同定されたデータ
- ・ 最長マッチ同定された機関がベクトルマッチングの 10 位以下のデータ

これらのデータの検証の後、重みづけ方法の精密化等、ベクトルマッチングプログラムの改善を行う。

ウ WoSCC 及び Scopus の機関同定結果に基づくプログラム修正

(1) イで述べた WoSCC (2017 年版) 及び Scopus (2017 年版) の機関同定の結果に基づき、別途貸与する WoSCC 機関同定処理プログラム(2017 年度版)及び Scopus 機関同定処理プログラム (2017 年度版) に必要な修正を行う。

(3) 機関名辞書及び付属辞書類のデータ更新処理プログラムの改善

受託者は、機関名辞書及び付属辞書類のデータ更新処理プログラムに関して以下のア、イの業務を実施すること。

ア プログラムとマニュアルの修正

別途貸与するデータ更新処理プログラム (2017 年度版) について、(1)、(2) の業務の結果必要となる修正を行う。別途貸与する機関名辞書更新方法マニュアル (2017 年度版) も、これに伴い修正する。

イ セクター名変更に伴う修正

アに示すプログラムおよびマニュアルに記載のあるセクター名「特殊法人・独立行政法人」を、「国立研究開発法人等」に変更することにより必要となる修正を行う。

(4) 委託業務成果報告書の作成

受託者は、本委託業務の成果を明示化するために、(1)～(3)の成果の目録及び各成果の概要を記述した委託業務成果報告書を作成すること。

4 委託業務実施期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 19 日

5 成果物

委託業務の成果物として、電子媒体を提出すること。ただし、以下において「電子媒体及び紙媒体」としたものは電子媒体及び紙媒体 (各 1 部) を提出すること。提出日は、以下に特記するものを除き委託終了日までとする。なお、成果物について、本仕様書に

合致していない部分については、必要に応じて追加または修正を求めるものとする。

(1) 機関名辞書

下記の2回提出のこと。

- ・平成30年12月14日まで：3(1)ア(7)を実施したもの
- ・委託終了日まで：3(1)ア(イ), イ, ウを実施したもの

(2) 3(1)ア(7)による32大学WebページのPDF

平成30年12月14日まで提出のこと。

(3) 3(1)エにより更新した32大学統計辞書, 32大学除外単語辞書, 特別措置大学統計辞書

(4) 3(2)アに関する公開用機関同定プログラム基本設計書

(5) 3(2)イに関するベクトルマッチングの結果

下記の2回提出のこと。

- ・平成31年1月31日まで：WoSCC(2017年度)機関同定結果と比較したデータ
- ・委託終了日まで：改善したベクトルマッチングプログラム及び処理マニュアル

(6) 3(2)ウに関するWoSCC機関及びScopus同定アルゴリズム設計書及び処理プログラム

(7) 3(3)ア, イにより修正した機関名辞書及び付属辞書類のデータ更新処理プログラム及び処理マニュアル

(8) 3(3)ア, イにより修正した機関名辞書更新方法マニュアル
[電子媒体及び紙媒体]

(9) 3(4)による委託業務成果報告書
[電子媒体及び紙媒体]

(10) 上記(5)~(7)で作成するプログラムはPerl, Python, Ruby等のスクリプト言語を使用すること。

6 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

ア 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。

イ 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。

ウ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。

エ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていても不合格とならない。

オ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

別添の総合評価基準の「評価項目及び得点配分基準」と同様。

7 無償貸付を行う資料

NISTEP は、受託者に対し、下記の資料の無償貸付を行う。

- NISTEP 大学・公的機関名辞書（201804 改訂版）
- 32 大学統計辞書（201804 改訂版）
- 32 大学除外単語辞書（201804 改訂版）
- 特別措置大学統計辞書（201804 改訂版）
- NISTEP 企業名辞書（Ver2018.1）からの抽出情報
- WoSCG（2017 年版），およびそれによる機関同定の結果
- Scopus（2017 年版）の機関同定の結果
- WoSCG 機関同定処理プログラム及び処理マニュアル（2017 年度版）
- Scopus 機関同定処理プログラム及び処理マニュアル（2017 年度版）
- ベクトルマッチングプログラム及び処理マニュアル（2017 年度版）
- 機関名辞書，32 大学統計辞書，32 大学除外単語辞書，特別措置大学統計辞書のデータ更新処理プログラム及び処理マニュアル（2017 年度版）
- 機関名辞書更新方法マニュアル（2017 年度版）
- その他，本業務に関する平成 23 年度～平成 29 年度の成果物

8 守秘義務

- (1) 受託者は，本委託業務の実施で知り得た情報を如何なる者にも漏洩してはならない。
- (2) 受託者は，本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して，善良な管理者の注意をもって管理し，本委託業務以外に使用してはならない。
- (3) 受託者は，本委託業務終了後速やかに，NISTEP が貸付した資料を返却するとともに，貸付したデータのバックアップ等を消去すること。

9 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項，または本仕様書について疑義が生じた場合は，NISTEP と適宜協議を行うものとする。
- (2) 本委託業務の実施にあたっては，会計に関する法令に定めるほか，科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領により適切に実施しなければならない。

別紙 1

機関名辞書への登録基準

機関名辞書に収録する機関は、「コアセット」、「補助セット」のいずれかに割り当てる。また、機関名称は4種類に分類する。その基準を以下に示す。

1 機関の割り当て

以下のようにコアセットと補助セットに分割する。

(1) コアセットに割り当てる機関

ア 代表機関

機関名辞書に収録されるすべての機関。このうち、大学（短大、高専、大学共同利用機関を含む。以下同じ）、学校法人については別紙2の1に含むすべての機関とし、国の機関、特殊法人・独立行政法人については別紙2の2からNISTEPが指定する機関とする。この他、研究開発データ整備のうえで重要な地方公共団体の機関、会社、非営利法人、その他の機関を含む。

イ 下位機関

(ア) 別紙3に示す32大学の第2階層機関(事務部門は登録の対象外)

第2階層及び第3階層の区分け及び事務部門とそれ以外の分類については、NISTEPの担当者との協議の上、決定する。

(イ) (ア)の第2階層機関である金沢大学の学域および早稲田大学の学術院等に属する第3階層機関

(ウ) 大学の下位機関のうち病院（動物病院を除く）及び共同利用・共同研究拠点（世界トップレベル研究拠点形成プログラム（WPI）を含む）に指定された組織：これらについては階層に関係なくコアセットに含める。

(エ) 大学共同利用機関である4つの機構の第2階層の研究所等(事務部門は登録の対象外)

(オ) 国の機関及び特殊法人・独立行政法人に所属する病院及び大学校

(カ) 別紙4に示す独立行政法人(国立研究開発法人を含む)の主要な下位機関およびプロジェクト事業

具体的には、NISTEPの担当者との協議の上、決定する。

(キ) 地方独立行政法人である病院機構に所属する病院

(ク) その他、研究開発上重要な下位機関でNISTEPが指定したもの

(2) 補助セットに割り当てる機関

ア (1) イに該当する以外の下位機関で研究開発データ整備のうえで重要なもの

2 名称データの割り当て

名称データは以下のように分類する。

(1) 正式名(Formal)

機関の正式名称。日本語正式名は、各機関に必ず1個存在。英語正式名は、確認された場合機関に1個存在。

(2) 別名(Alias)

通称、略称等、一般に使用されている正式名以外の名称。

(3) 揺らぎ名(Variant)

機関同定の必要上収録するさまざまな揺れ表記。

(4) 非使用名(NotUse)

別名であるが、同定の誤りの原因となるため同定に使用しない名称。他の機関の名称や所在地名の一部に一致する略称など。

ただし、日本語名は(1)と(2)のみとし、英語名は(1)～(4)に分類する。別名、揺らぎ名、非使用名の区分は、NISTEPの担当者との協議により行う。

別紙2 機関の存続等に関する主要な Web 情報源

1 大学及び学校法人

高等教育機関（大学，短大，高専）

- ・ 文部科学省 文部科学省関係リンク集 教育

大学共同利用機関

- ・ 文部科学省 文部科学省関係リンク集 科学技術・学術 大学共同利用機関法人

学校法人

- ・ 日本私立学校振興・共済事業団 学校法人情報検索システム

2 公的機関

国の行政機関の組織

- ・ 内閣官房 内閣人事局 国の行政組織 国家行政組織 国の行政機関の組織

独立行政法人，国立研究開発法人

- ・ 内閣官房 内閣人事局 国の行政組織 国家行政組織 行政機構図 独立行政法人一覧
- ・ Wikipedia 日本の独立行政法人一覧

特殊法人，認可法人

- ・ 総務省 電子政府の総合窓口(e-Gov) 独立行政法人等登記令 別表
- ・ 内閣官房 内閣人事局 国の行政組織 国家行政組織 行政機構図 特殊法人一覧
- ・ Wikipedia 認可法人

別紙3 下位機関を網羅的に登録する32大学

1 国立大学法人

北海道大学
東北大学
筑波大学
群馬大学
千葉大学
東京大学
東京医科歯科大学
東京工業大学
東京農工大学
新潟大学
富山大学
金沢大学
信州大学
岐阜大学
名古屋大学
京都大学
大阪大学
神戸大学
岡山大学
広島大学
徳島大学
九州大学
長崎大学
熊本大学

2 公立大学法人

大阪市立大学
大阪府立大学

3 学校法人・私立大学

慶應義塾大学
東京理科大学
東海大学
日本大学
早稲田大学
近畿大学

**別紙 4 機関名辞書「コアセット」に登録する独立行政法人(国立研究開発法人を含む)の
下位機関およびプロジェクト事業**

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の各研究所等

国立研究開発法人科学技術振興機構の主要プロジェクト事業

独立行政法人国立文化財機構の各博物館と各研究所

国立研究開発法人国立がん研究センター，国立循環器病研究センター，国立精神・神経医療研究センター，国立国際医療研究センター，国立成育医療研究センター，国立長寿医療研究センターの各研究所と各病院

独立行政法人国立病院機構の各病院

国立研究開発法人水産研究・教育機構の各研究所等

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の各研究所等

総合評価基準

本資料は、支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長が委託する「大学・公的研究機関データ整備2018」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が科学技術・学術政策研究所としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査会等において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (3) 技術点は、各技術審査職員等が採点したものの平均点を用いることとし、その平均点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

3. 得点配分

区分	入札価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4. 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

「大学・公的研究機関データ整備2018」

評価項目及び得点配分基準（*：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	基礎点	加点
●	1. 調査業務の実施方針	25	24
	1-1. 調査内容の妥当性、独創性	10	10
	* 1-1-1. 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。 （仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じ加点する。）	5	10
	* 1-1-2. 調査内容のバランスがとれ、一部の内容に偏っていないこと。	5	
	1-2. 調査方法の妥当性、独創性	10	10
	* 1-2-1. データ更新の方法、プログラム改善の方法が妥当であること。 （方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。）	10	10
	1-3. 作業計画の妥当性、効率性	5	4
	* 1-3-1. 作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。 （作業の日程・手順等が効果的であれば加点する。）	5	4
	2. 組織の経験・能力	15	13
	2-1. 組織の類似調査業務の経験	5	10
	* 2-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （類似調査の実績内容により加点する。）	5	10
	2-2. 組織の調査実施能力	10	3
	* 2-2-1. 業務を実施する人員が確保されていること。	5	
	2-2-2. 組織として幅広い知見、優れた情報収集能力を有していれば加点する。		3
	* 2-2-3. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5	
	3. 業務従事予定者の経験・能力	10	10
	3-1. 業務従事予定者の調査内容に関する知識・経験	10	10
	* 3-1-1. 業務従事予定者が過去に類似の調査をした経験があること。 （調査内容に関する知識・知見の程度に応じて加点する。）	10	10
	4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		3
	○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）を受けていること。 ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。		3
	合 計	50	50

注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2）

「大学・公的研究機関データ整備2018」加付与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1. 調査業務の実施方針			
1-1-1. 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
1-2-1. 調査方法における業務成果を高めるための工夫について	10	6	2
1-3-1. 作業の日程・手順等の効率性について	4	2	1
2. 組織の経験・能力			
2-1-1. 類似調査の実績内容について	10	6	2
2-2-2. 幅広い知見、優れた情報収集能力について	3	2	1
3. 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1. 調査内容に関する知識・知見について	10	6	2
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等			
・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		1	
・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
・認定段階3		3	
・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動改革を策定している場合のみ）		0.5	
○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）			
・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年構成労働省令第31号）による改正前の認定基準または同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）		1	
・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年構成労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）		1.5	
・プラチナくるみん認定		2	
○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定			
・ユースエール認定		2	
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。			